

全国中小企業団体中央会は、12月14日~16 日にかけて、東京都江東区・東京ビッグサイトに おいて、ものづくり補助事業展示商談会「中小企 業 新ものづくり・新サービス展」を開催した。

本展示会は、「ものづくり補助事業」に取り組んだ全国の中小企業が新たに開発した製品・サービス・技術等と、それをビジネスに活用したい人を「つなぐ」ことを目的とした展示商談会。

全国から約550事業者が集まり、群馬県からは 右記の6事業者が出展。3日間の来場者数は、初 日3,464名、2日目3,698名、3日目3,497名で あった。

また、期間中、同時開催で無料セミナーを実施。 将棋棋士・羽生善治氏、東京大学名誉教授・伊藤 元重氏、現在注目されている企業経営者など多彩 な講師陣が、SDGs、経営戦略等をテーマに登壇 した。

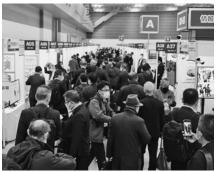
群馬県管轄の出展事業者

(順不同)

No.	出展事業者名	補助金採択事業
1	(㈱アイティーエム (高崎市)	固定回線に替わるモバイル回線を用いた高齢者向け複合機能型見守り装置の試作開発
2	(株)エム・エス・ケー (伊勢崎市)	 鋼管分岐部のバーリング加工による 高付加価値ユニット配管の開発
3	(有加豆フーズ (みどり市)	スティック納豆の高度化事業
4	群馬合金㈱ (伊勢崎市)	製造データと不具合情報を対応付け た革新的不良撲滅
5	(有)コバ (みどり市)	次世代自動車向け金属部品の生産プロセスの開発
6	(株)小間工業 (富岡市)	加工プロセス改善及びリードタイム 短縮による生産性向上



開会式の様子



活気あふれる展示ブース



羽生善治氏によるセミナー



インボイス制度、



支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。 また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減? インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ? 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

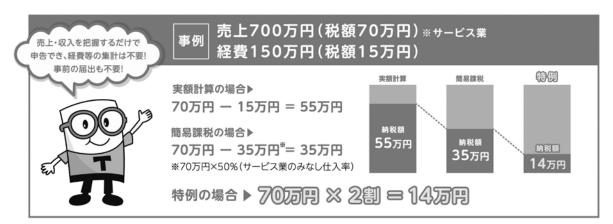
小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、 売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円 以下等の要件を満たす方)

対象となる期間)令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間 ※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例 を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、 簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は次面へ

財務省

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、 補助上限額が一律50万円加算されます!

対 象 小規模事業者

補助上限 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶ 100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

対象中小企業・小規模事業者等

補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで 仕入税額控除ができる ようになります!

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下 または1年前の上半期(個人は1~6月)の 課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります! 振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

対象になる方すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

▮詳しくはこちらまで





0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

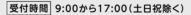
■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで











※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。



適格請求書発行事業者の皆様へ

〇 適格請求書発行事業者として登録された情報(氏名・法人名・登録番号など)は、「国税 庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。



〇 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付する。

〇 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

〇 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1.000万円以下であっても、消費税の申告が 必要となります(事業者免税点制度の適用はありません。)。 (裏面も併せてご覧ください。)

○ 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(*1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(*1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書(※2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

- ※1 令和5年10月1日以降の手続となります。
- 消費稅課稅事業者選択届出書を提出している事業者が免稅事業者になる場合は、消費稅課稅事業者選択不適用届出書 の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合(「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の 返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。)
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合(法人の場合)
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑤ 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。



税 (国税庁 法人番号7000012050002)

適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

〇 消費税の申告について

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。

免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

〇 税率について

標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)です。 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)です。

O 簡易課税制度について

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として 仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

具体的には、納税地の所轄税務署長へ事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分(事業区分)に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。

簡易課税制度を適用するときの事業区分およびみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第三種	農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く。)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業(飲食店 業等)	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除く。)	5 0 %
第六種	不動産業	4 0 %

免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を選択する場合の特例

免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を登録を受けた日を含む課税期間の末日まで※に提出すれば、その登録を受けた日から簡易課税制度の適用を受けることができます。

- ※ 例: 令和5年10月1日に登録を受ける個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで
- ※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません (適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります)

〉〉〉〉さらに詳しくお知りになりたい方へ

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画(国税庁動画チャンネル)、取扱通達、Q & A 、オンライン説明会(全国どこからでも参加可能)、税務署等の説明会開催情報、申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツ等も掲載しています。

○ 制度についての一般的な質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。 インボイス制度に関する一般的なご相談は「インボイスコールセンター」で受け付けております。 【専用ダイヤル】 0120-205-553(無料) 【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く。)





